



衆院選（兵庫 1 区）において 7,174 票（得票率 3.4%）を獲得いたしました

## 子供達をワクチン薬害から守るため、次の”戦い”に挑みます！

私は、ワクチンの危険性とワクチン利権行政の歪みを知る弁護士として、「ワクチン中止」を求めて国を相手取って「反ワクチン訴訟」（武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求訴訟）を提起した弁護団の主任弁護士です。また、「反ワクチン訴訟」だけではワクチンの即刻中止が実現しないことから、10月31日に執行された第49回衆議院議員総選挙において「ワクチン中止」「予防から治療へ（治療薬普及）」「子供達をワクチン薬害から守る」を公約に掲げて、私の地元である兵庫1区（神戸市東灘区・灘区・中央区）から無所属で立候補いたしました。

今回の選挙戦では、ワクチンの治験期間がたった1年未満であるから中長期的なリスク（不妊症・無精子症など）が全く検証されていないため、不妊症などのリスクが否定できないという野田聖子衆議院議員（自民）事務所のコメントを有権者の皆さんに紹介し、くれぐれも若い方はワクチンを打たないように訴えてまいりました。

開票の結果、私の得票は 7,174 票（得票率 3.4%）にとどまり、落選いたしました。敗因は準備不足（政策の浸透不足）のほか、「ワクチン問題」というワン・イシューに絞って選挙戦を戦うことに限界があった点などであり、今後には生かさなければなりません。

とはいえ、今回の結果から指摘できることが二点あります。第一に、今回の兵庫1区は、自民、立憲（共産支援）、維新、無所属（元自民）と私の5

名が立候補し、有権者に与えられた選択肢が多かったことから、私に投票した有権者は、「ワクチン中止」との公約を明確に支持しておられる方と考えられ、各区の得票率は東灘区 3.5%、灘区 2.9%、中央区 3.6%であったことから、「都市部の投票者の3%が『ワクチン中止』を明確に支持している」ことが言えます。

また、第二に、サンテレビの出口調査によると、全体の得票率が 3.4%の中、20歳代の7～8%が私に投票したことから、将来の日本を担う若い世代のワクチン接種に対する強い危機感が窺えます。よって、総じて投票率が低い若い世代に対するアピールを工夫することで投票率が上昇すれば、選挙結果を左右する可能性があります。

仮に、来年7月に控えている参議院議員通常選挙の比例代表（全国区）において3%の得票があれば確実に1議席を獲得できるため（なお、令和元年7月執行の参院選ではNHKから国民を守る党（当時）が98万票余り（得票率 1.97%）で1議席獲得した例が存在します。）、我々は、来年7月の参院選に向けて戦いを続けてまいります。

【補足】選挙戦終盤の10月29日、TVでもおなじみの長尾クリニック（尼崎市）院長の長尾和宏先生が応援に駆け付けてくださいました。

長尾先生曰く、「ワクチン後遺症は、打った次の日から動けなくなったりする。元気に仕事をしていた人が、急に寝たきりになったり、実は今日も寝たきりになった方を往診してから、ここに来たわけです」と、ワクチン後遺症の患者を真摯に診療しておられる先生の貴重なお話を伺うことができ、私及び私の支援者の士気が大いに高まりました。



長尾和宏 先生（元町大丸前にて）

現行の選挙制度では、3.4%の「ワクチン中止」の声が国政に届いていません

## 衆院選の選挙無効・供託金返還訴訟を提起します！

ワクチン副作用疑いのある死者が全国で 1312 人（10月22日厚労省発表）に達しているのに、すべての国政政党が「ワクチン推進」で、薬害がどれだけ拡大してもお構いなしという異常事態の中、私は国政の... <裏面に続く>

＜表面の続き＞ 根本的な問題である「ワクチン推進か、中止か」との争点を提起するため、厳しいことを覚悟の上で無所属で立候補しました。しかし、私の得票は法定得票率（10%）を下回ったため供託金（300万円）が没収され、選挙費用の公費負担も受けられませんでした。その一方で、ワクチン推進ありきの政党公認候補は、国から支給される政党助成金（原資は国民の税金です）を湯水のごとく選挙費用に使用することができ、比例復活の制度まで用意されているという「至れり尽くせり」の待遇を受けています。

このような選挙制度では、政党公認候補者や世襲候補者でなければ立候補することすらできず、国民の多様な意見を国政に反映させることができません。私が決死の思いで立候補し、獲得した3.4%の「ワクチン中止」の声が完全に無視された結果、今後もワクチン被害が拡大し続けることはあってはならないことです。

私は、選挙制度（小選挙区比例代表並立制）の前記問題点を提起するためにも、11月中に選挙無効請求訴訟及び供託金返還請求訴訟を提起する予定です。詳細は、追って弊所HP等で掲載いたします。

## 10/12「反ワクチン訴訟」第1回口頭弁論が開かれました

# 春名茂裁判長らの私に対する暴力行為に断固抗議します！

私は、「ワクチン中止」などを求めて7月30日に国を相手取って「反ワクチン訴訟」を提起しており、去る10月12日、東京地方裁判所で第1回口頭弁論期日が開かれ、400人を超える支援者が裁判所に集まってくださいました。

この期日では、まず裁判長（春名茂）が、「傍聴人にはマスクの着用をお願いしたい」と述べたのに対し、私が「その要請には法的根拠があるのか」と問うたところ、裁判長は「あくまで任意である」と述べ、マスク着用が法的義務でないことを認めました。

次いで、被告（国）が、主張及び証拠の提出を12月17日まで待つてほしいと言ってきました。しかし、今回の訴訟では、すでに接種が進められているワクチンの安全性が問題になっているのですから、ワクチンの安全性が確立しているのであれば国は直ちに証拠を提出できるはずなのに、なぜ提訴から4カ月間も証拠を出さないのでしょうか。

最後に、私の訴訟に対する意気込みを述べる「意見陳述」の時間が与えられ、私が「訴訟と選挙の両面でワクチン中止を実現しなければならない」旨を短時間で陳述しようとしたのに対し、裁判所が「選挙のことは訴訟と関係がないから言うな」と言ってきました。

私は、訴状においてワクチン利権まみれの政治家の悪行の数々を主張し、その陳述は認められたのに、なぜ意見陳述の場面だけ政治・選挙に関する発言できないのか全く納得ができないこと、及び、裁判所による検閲行為は断じて受け入れられないことから、裁判長の要請に反して衆院選の立候補について堂々と陳述し始めたところ、いきなり裁判長が「やめろー！」「退廷命令を執行せよ！」と怒鳴りだして、私は4人の警備職員に拘束され、廊下に担ぎ出されて投げ飛ばされました。その際、廊下に待機していた数百人の支援者から「暴力反対！」のシュプレヒコールが起きました。

そもそも、代理人弁護士の発言がたとえ訴訟と関係のない余事記載にわたるものであっても、退廷命令まで出すような性質のものではないのです。要するに、裁判所は国（厚労省）と一体になって「反ワクチン運動」を弾圧しようとしたのであり、春名茂裁判長らの前記職務執行は、特別公務員職権濫用罪に該当するとともに、裁判官の罷免に値します。

私は、春名茂裁判長らの職務執行に断固抗議するため、東京地方検察庁に刑事告訴するとともに、国会の裁判官訴追委員会に対して訴追請求を行う予定です。

**【反ワクチン運動基金へのご寄付のお願い】** 私が代表を務める「反ワクチン運動基金」は、反ワクチン訴訟を含む「ワクチン中止」のための諸運動を支援する団体ですが、運動をより一層推進させるため、当基金へのご寄付をお願いいたく存じます。寄付のみを希望される方は、寄付金を下記口座に直接お振込みください。その他の詳細は、当基金のHP (<https://hanwakukikin.jp>) をご覧ください。皆様の貴重な寄付金を最も効果的な方法で活用してまいりますので、支援の輪をさらに広げていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

（振込先口座）みなと銀行・本店営業部・普通・1993061・反ワクチン運動基金 代表 木原功仁

弁護士 木原功仁く に や 37歳

電話 06-6809-2562 E-mail [info@kihara-law.jp](mailto:info@kihara-law.jp)  
FACEBOOK <https://www.facebook.com/kiharakuniyalawfirm>  
Twitter <https://twitter.com/kiharakuniya>

経歴 昭和59年神戸市生まれ、神戸市立御影北小学校、滝川中・高等学校、京都大学工学部物理工学科、法科大学院各卒業、平成27年弁護士登録（東京弁護士会）、令和2年大阪弁護士会に登録換え

毎週土曜日（AM11～PM2）、反ワクチン運動基金神戸事務所（神戸市灘区鹿ノ下通2-4-14）を開放しますので、ぜひ遊びに来てください！

